

◎ 非常変災時の登校に関する注意

- 1 通常の登校時刻に井笠地域（※）に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令されているときは登校しないで自宅待機とし、4項の指示に従う。
その他の警報（大雨警報等）、各種注意報（強風注意報）の場合は授業を行うので登校して学校の指示に従う。
※ 井笠地域： 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
- 2 登校途中に井笠地域（※）に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令されたときは安全を考えて帰宅するか、登校して学校の指示に従う。
- 3 ただし、登校しなければならない場合にも、道路、橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合などには学校へ連絡の上その障害が除かれるまで登校しなくてもよい。
- 4 井笠地域（※）の「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が解除された場合は下記のように対処する。

解除時刻		対処
(1)	6時30分以前	平常通り授業を行う。
(2)	6時30分～8時30分	解除後2時間のちに授業を行う。
(3)	8時30分以降	臨時休業とする。

- 5 登校後、井笠地域（※）に「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合は学校の指示に従う。
- 6 自宅周辺に「避難指示（緊急）」が発令された場合についても、1～5項と同様とする。
- 7 その他の場合は、学校の指示に従う。